

教育職員免許状授与資格の取得に関する規程新旧対照表

改正前		改正後	
<p>(前 略)</p> <p>第3条 本学において、授与資格の取得の課程として認定を受けた学部・学科及び研究科・専攻(コースを含む。以下同じ。)並びに授与資格を取得することのできる免許状は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p>		<p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>附 則 この規程は、平成22年4月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、適用日前に入学した者で従前の課程により授与資格を取得しようとする者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	
別表第1 学部		別表第1 学部	
右記免許状の授与資格を得させる課程(正規の課程)として認定を受けた学部・学科	取得することができる免許状の種類	右記免許状の授与資格を得させる課程(正規の課程)として認定を受けた学部・学科	取得することができる免許状の種類
(略)		(同 左)	
経済学部	<p>経済学科</p> <p>経営学科</p>	<p>中学校教諭1種免許状(社会)</p> <p>高等学校教諭1種免許状(地理歴史、公民)</p> <p>高等学校教諭1種免許状(商業)</p>	<p>中学校教諭1種免許状(社会)</p> <p>高等学校教諭1種免許状(地理歴史、公民、商業)</p>
(略)		(同 左)	
別表第2 大学院		別表第2 大学院	
右記免許状の授与資格を得させる課程(大学院の課程)として認定を受けた研究科・専攻	取得することができる免許状の種類	右記免許状の授与資格を得させる課程(大学院の課程)として認定を受けた研究科・専攻	取得することができる免許状の種類
(略)		(同 左)	
薬学研究科	<p>創薬科学専攻</p> <p>生命薬科学専攻</p> <p>医療薬科学専攻</p>	<p>中学校教諭専修免許状(理科)</p> <p>高等学校教諭専修免許状(理科)</p>	<p>中学校教諭専修免許状(理科)</p> <p>高等学校教諭専修免許状(理科)</p> <p>中学校教諭専修免許状(理科)</p> <p>高等学校教諭専修免許状(理科)</p>
(略)		(同 左)	